

* **燕市スポーツ少年団** スポーツのすきな子 苦手な子 みんな集まれ!!



種目	団体名	活動日	会場	対 象	会 費	連絡先
	燕Jr.ベースボール クラブ スポーツ少年団	水・木 18:30~20:00 土・日・祝 8:00~12:00	水: 小池小ビロティ 木: 燕北小グラウンド 土日祝: 燕西小グラウンド	小学生、幼児	年 15,000円 (保険料・ユニフォー ム使用料込)	代表 竹野 080-5492-0205
	燕南野球 スポーツ少年団	土日祝/火・木 夕方練習	鍛鍊場/燕南小体育館	小学生	月 1,500円	小柳 智之 090-1661-1823
	小中川パファローズ	月・木 定休日 火・水・金 16:00~18:30 土・日 9:00~12:00	小中川 コミュニティセンター	小学生	年 12,000円	平岡 浩明 090-1422-3689 0256-64-3486
	吉田ジュニアクラブ スポーツ少年団	4~11月 土・日・祝 13:30~17:00	吉田第2球場他 冬季 粟生津体育館	小学生	月 2,000円	平松 丈久 080-5456-3641
		冬季 土曜日 午前 日曜日 午後			年 2,000円	
	栗生津少年野球団 スポーツ少年団	4~11月 土・日・祝 8:30~11:30 ナイター練習有り	栗生津小学校 グラウンド	小学生	月 2.000円	新田 晃三 080-2067-0778
	スポークタキ曲	冬季練習 毎週金曜日 18:00~21:00	冬季練習 粟生津体育館		年 2,000円	300 2001 0110
野球	吉田北小スピリッツ スポーツ少年団	木・土・日・祝	吉田北小学校	小学生	月 1,500円	頓所 勝則 090-4931-3194
	燕市南小スターズ スポーツ少年団	4~10月 火・水 18:30~21:00 土・日・祝 8:30~12:30 11~3月 火 18:30~21:00 土・日・祝 8:30~12:30	吉田南小グラウンド 体育館	小学生	月 1.500円	星 信介 090-5337-0578
	燕市吉小キッズ スポーツ少年団	4月~10月 火・金 19:00~21:00 土・日 8:30~12:00 11月~3月 木 19:00~21:00 土 13:00~15:00 日 8:30~12:00	4月~10月 吉田小学校グラウンド等 11月~3月 吉田総合体育館 吉田小学校体育館等	小学生	月 1,000円 年 2,000円 (127a-4代)	近藤 090-2304-8405
	YBC	4月~11月	吉田第1球場ほか	中学生	月 2,000円	小平 松雄
	スポーツ少年団	12月~3月	吉田南小体育館ほか	1~3年生	73 2,00013	090-4949-6948
	分水ジュニア ベースボールクラブ スポーツ少年団	火 19:00~21:00 木 19:00~21:00 土 13:00~16:00 日祝 9:00~12:00	分水北小学校グラウンド ・体育館 分水多目的屋内運動場 サンスポーツランド分水	小学生	月 2,000円	伊藤 芳洋 080-5072-7484
バレー	燕バレーボール スポーツ少年団	月・木 19 : 00~21 : 00	月 スポーツランド燕 木 燕中等教育学校体育館	小学生	年 5,000円	堀 勝重 090-2310-5732
ボ 	吉田ジュニア バレーボールクラブ スポーツ少年団	月・水・金 19:00~21:00	栗生津小学校	小学1年〜 6年まで	月 2,000円	細川 富夫 0256-93-2217



燕市スポーツ少年団

スポーツのすきな子 苦手な子 みんな集まれ!!



種目	団体名	活動日	会場	対 象	会費	連絡先
	燕ジュニアドラゴンズ ミニバス スポーツ少年団	日 9:00~12:00 月・水 19:00~21:00	日 燕東小学校 月 燕市民体育館 水 スポーツランド燕	小学生	年 15,000円 (保険料・登録料込) 前期 8,000円 後期7,000円	大岩 勉 0256-62-3419 090-4478-5846
	BAD BOY' S パスケットボール U12 (ミニパス) スポーツ少年団	月·木 18:45~21:00 ± 13:00~18:00	吉田内学校 吉田南小学校体育館ほか	小学生 男子	月 1,500円 (保検料・登録料込)	馬場 哲哉 090-3473-4661
	吉田スマイルキッズ スポーツ 少年 団	月・水曜日19:00~21:00 土 9:00~12:00	吉田南小学校体育館 吉田小学校体育館	小学生 女子	月 1,000円 保護者会費 月 500円	菅谷内 090-4967-8536
バドミントン	燕バドミントン スポーツ少年団	火・木・土 19:00~21:00	燕市体育センター	小・中学生	お聞い合わせ下さい	斉藤 幸夫 0256-62-2119
	燕ソフトテニス スポーツ少年団	日曜日 9:00~12:00 18:00~21:00 土曜日 19:00~21:00	スポーツランド燕 燕スポーツパーク 小池中学校体育館	小学1年~ 6年生 中学生 高校生	小学生 年 10,000円 中·高校生 年 4,000円	本間 俊文 090-4925-7675 0256-62-2720
プラント	吉田ジュニア ソフトテニス スポーツ少年団	19:00〜21:00 ・小学生(火・木) ・中学生男子(火・金) ・中学生男子(月・木) ※冬期練習は、 決定後お知らせします	害田テニスコート	小学3年~6年 中学 男子•女子	年 12,000円 (保険料・登録料念)	前山 幸— 090-7810—0762
	燕サッカースポーツ 少年団	水・金・土・日	スポーツランド燕・小池小・燕 南小・燕東小・燕西小	小学1年~ 小学6年	お問い合わせ下さい	長谷川 清人 080-8585-7918
サッカー	吉田サッカークラブ スポーツ少年団	土・日曜日 月・火・金曜日(内1~2日)	吉田ふれあい広場 吉田総合体育館 吉田南小学校体育館 吉田北小学校グラウンド他	小学生	小学生年会費 4年以上 4,000円 3年以下 2,000円 (保験料・登録料金) 月会費 4年以上 2,000円 3年以下 1,500円	副代表 渡部 浩 yoshidasc2017@yahoo.co.jp 090-2674-9396
		土・日曜日	吉田ふれあい広場 粟生津体育文化センター他	保育園 幼稚園児	年会費 2,000円 (保険料・登録料含) 月会費 1,000円	
	つばめジュニア 卓球クラブ スポーツ少年団	火・木・金・土・日曜日	栗生津体育文化センター	幼児~中学3年生	月 3,500円	田巻 賢太郎 080-6709-4697
球	吉田白球会 スポーツ少年団	水・木・土 19:30~	北体育文化センター	小・中学生	入会金 2,000円 (保険料含) 別途 月会費	事務局 佐野 俊英 0256-93-2881



燕市スポーツ少年団

スポーツのすきな子 苦手な子 みんな集まれ!!



種目	団 体 名	活動日	会場	対 象	会費	連絡先
新体操	燕市ジュニア新体操 クラブスポーツ少年団	リトル(未就学児) ジュニアクラス I (小学1、2年) ジュニアクラス I (小学3年~ 中学3年) 土曜日 選手育成クラス お問い合わせください。	燕市体育センター 燕市体育センター 他	3歳~ 中学3年生まで	リトル・ジュニア クラス 月 2,000円 選手育成クラス お問い合わせ下さい	門谷淳子 090-7820-2410
水 泳	燕スイミング スポーツ少年団	選手 毎日 育成 土・日 午前中	B&G海洋センター	小学1~5年生	月 1,000円	アートスペースリキ 0256-66-4701
少 拳 法 寺	燕少林寺拳法 スポーツ少年団	月・金 19:00~21:00 (小学生は20:30まで)	月 燕勤労者体育センター 金 燕勤労者福祉センター 1F 多目的室	小中学生および 高校生以上	月 2.500円	鎌田 陵人 0256-70-5577 090-7005-4854
	燕真空手塾 スポーツ少年団	初心者コース 火・木 19時〜20時 果帯取得コース 火・木 19時〜21時 選手コース 月〜金 19時〜21時	会場:燕北多目的武道場 燕市東太田1066番地6	幼児~大人	選手コース 月額4.000円 初心者・黒帯コース 月額3,000円	0256-63-4055 認定こども園 寛学園内
	吉田空手道 スポーツ少年団	火・土曜日 19:30〜21:00 他に希望者は自主練器 (年長〜1年生 19:30〜20:30)	吉田中学校体育館ほか	年長~ 小・中学生	入会金 2,000円 月 3,000円	山崎 行男 090-2304-3128 石村 秀- 090-8813-5957
	極真会館吉田道場スポーツ少年団	月・水・金 19:30~21:00	月 四箇村ふれあい館 水 吉田中学校 金 粟生津体育文化センター	幼児~小中学生	お問い合わせ下さい	長谷川
	グローブ空手鬼神会 スポーツ少年団	木曜日 20:00~21:00	燕市民武道館柔道場	小学生~大人	月1,500円	柿﨑 征義 080-8713-1570
柔道	燕柔道 スポーツ少年団	月・水・金 19:30~21:00	燕市体育センター 柔道場	小学1年~ 中学3年	月 1,000円 小1・2年は500円	阿部 幸二 090-7277-9420
	燕剣道練誠会 スポーツ少年団	火・木・土 19:30~21:00	火・土 燕市体育センター 剣道場 木 小池小学校体育館	年長〜 中学3年まで	月 2,000円	宗村 誠一 64-3082 090-6625-8621
	剣心館 スポーツ少年団	月·水·金 19:30~21:00	月・金 燕西小学校体育館 水 燕勤労者体育センター	未就学児~ 小・中学生 高校生・一般	月 1人¥1,000 父母会費 1家族 ¥500	遠藤 佑介 090-8597-1095
	燕武館 スポーツ少年団	月・水・金曜日 19:30~21:00 新人は 19:30~20:30	月 燕市体育センター 水 燕南小学校体育館 金 燕市体育センター	年長児~一般	月 1,200円 父母会 会費 年 3,000円	小林 正明 0256-62-3014
剣道	吉田剣道 スポーツ少年団	小学校4年生以下 月・水・金 19:30~21:00 小学校5年生以上 火・木・土 19:30~21:00	吉田武道館	保育園児〜一般 初心者大歓迎! ※防具は貸与し ます。	入会金 2.000円 月会費 2,000円 2人目から1,500円	狩野 泰彦 0256-93-2576
	地蔵堂剣士会 スポーツ少年団	火・木・土 19:30〜21:00 だだし、第2・4土曜日 18:30〜21:00	燕市分水武道場	年長児~	月 1,000円 防具の貸出あり	金山 則夫 090-8745-6530
	島上剣道クラブ スポーツ少年団	月・水・土 19:00~21:00	島上小体育館	制限なし	月 1.000円	相場 090-555-3748
ドッジボール	M.U.D.C スポーツ少年団	火・木・土 19 : 00~21:00	火・木 薬生津小学校 土・吉田総合体育館	小学生	月 1,000円 (保険料含)	代表・監督 永井 一輝 080-1196-7153

燕市スポーツ少年団規約

第1章 総 則

- 第1条 この規約は、燕市スポーツ少年団(以下「本団」という。)に関することを定める。
- 第2条 本団は、市内の単位団スポーツ少年団(以下「単位団」という。)をもって組織する。

第2章 目 的

第3条 本団は、スポーツを通じて青少年の心身を鍛錬して、健康で明るい青少年を育成することを目指し、燕市のスポーツ少年団の育成指導することを目的とする。

第3章 事 業

- 第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) スポーツ少年団の指導者育成
 - (2) スポーツ少年団活動を活発にするために必用な事業
 - (3) スポーツテストの実施及び普及
 - (4) 市外スポーツ少年団との連絡調整
 - (5) 関係団体との連絡調整
 - (6) その他、目的を達成するために必要な事業

第4章 登 録

- 第5条 本団への入団は、登録をもって行う。
 - 2. 入団した単位団は、新潟県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団へ登録加入する。
 - 3. 登録は毎年度これを更新する。

第5章 役 員

- 第6条 本団には、次の役員を置く。
 - (1) 本部長 1 名
 - (2)副本部長 2 名
 - (3) 常任委員 10名以上15名以内
 - (4)委員 各単位団より1名
 - (5) 監事 2名
- 第7条 常任委員は本部会で推薦し委員会において決定する。その後本部長が委嘱する。
 - 2. 本部長は常任委員の中から選定し決定する。
 - 3. 副本部長は常任委員の中から本部長が選定し、委嘱する。
 - 4. 各単位団は、委員を1名選出し、本部長が委嘱する。ただし、委員が他の役員に選出されたときは、該当する単位団より補充する。
 - 5. 本部長・副本部長並びに常任委員は、本部役員となり、本部会を構成する。
 - 6. 監事は、本部長が委員会の承認を得て委嘱する。
- 第8条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第9条 役員の任務は次の通りとする。
 - (1) 本部長は、本団を代表し会務を統括する。
 - (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代行する。

- (3) 常任委員は、本部会に付議された事項を審議し、委員会で報告する。
- (4) 委員は、委員会に付議された事項を審議する。
- (5) 監事は、本団の会計及び会務を監査する。

第6章 会 議

- 第10条 委員会は、毎年1回以上開催し、本部長がこれを召集し、副本部長がその議長となる。
 - 2. 委員会は、本団の最高決議機関とする。
 - 3. 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 運営方針
 - (3) 予算及び事業計画
 - (4)決算及び事業報告
 - (5) その他必要な事項
- 第11条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、同一議 題について再度招集したときは、この限りではない。
 - 2. 出席できない委員は、他の出席者または本部長に委任することができる。
- 第12条 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは、議長がこれを決める。
- 第13条 本部長は、必要に応じて本部会を招集し、議長となる。
 - 2. 本部長は、簡易でしかも急を要する事項について、本部会の同意を得て、専決することができる。ただし、後日、必要に応じて委員会に報告し、承認を得る。

第7章 入団・退団

- 第14条 本団の入団・退団は、自由とする。ただし、委員会の承認を得なければならない。
 - 2. 単位団が燕市スポーツ少年団の目的に著しく反する行為があった場合、委員会の同意を得て除名する事が出来る。

第8章 会 計

- 第15条 本団の経費は次のものをもって充てる。
 - (1) 負担金
 - (2) その他の収入
- 第16条 本団の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 事務局

- 第17条 本団の事務局は、一般財団法人燕市スポーツ協会内に置く。
 - 2. 事務局職員は、本部長が委嘱する。

第10章 規約の変更

第18条 規約の改廃を行うときは、委員会において3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

- 1. この規約の施行について必要な事項は、別に定める。
- 2. この規約は、平成20年4月1日より施行する。
- 3. この規約は、平成24年3月15日より施行する。
- 4. この規約は、平成26年4月1日より施行する。
- 5. この規約は、平成30年4月1日より施行する。
- 6. この規約は、令和2年4月1日より施行する。

燕市スポーツ少年団の目標と活動基準

< 燕市スポーツ少年団が目指すこと>

- ◆私たちは、スポーツを通じて健康な体と健全な心を養います。
- ◆私たちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、フェアプレイ精神を心掛けます。
- ◆私たちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
- ◆私たちは、スポーツの喜びを学び、感謝の気持ちを忘れず、友情と協力を大切にします。

<活動にあたっての遵守事項>

- 1.全ての団が活動基準を守り、育成母集団や関係者に周知し活動する事。
- 2.子供の発達段階に合わない過度の練習は、子どもの意欲を低下させたり、スポーツ障害(けが)につながったりするため、そのことに十分配慮すること。
- 3.体罰、パワハラ、セクハラ等の防止の為に複数の指導者による指導や、女子団員が加入している団においては、男性指導者の他、女性指導者を依頼するなどの指導体制をとるよう 努めること。
- 4.勝利至上主義になったり、一部団員の活動に偏ったりすることなく、全団員が目標をもって意欲的に活動できるようにすること。
- 5.育成母集団は、スポーツ少年団本部(市・県)やスポーツ協会、その他の機関が開催する 研修会に積極的に参加し、指導力及び資質を高めること。
- 6.活動経費の節約に心がけ、団員の負担を軽減するよう工夫すること。また、指導者は営利 目的の活動や高額な謝礼金等を授受しないこと。
- 7.事故や怪我に備え指導に携わる指導者・保護者は必ずスポーツ安全保険に加入すること。
- 8. 子どもたちの送迎については公的な機関が望ましいが、育成母集団で送迎する場合は、十分に安全に配慮すること。
- 9. 学校行事を優先する。また、子ども会活動や地域行事などは、子どもの成長にとって大事であり、各単位団はそのことに十分配慮して練習計画を立案するとともに、学校や各種団体と連携を大事にしていくこと。
- 10.活動の際に生じた子どもの問題は、学校生活にも影響を及ぼすことがある為、必要に応じて学校へ連絡をすること。

参考:育成母集団とは団員の親・指導者・地域(学校含む)を指します。

<活動基準>

活動日数	活動の目安は、週2~3回を原則とし、年間で概ね160回を超えない範囲とする。(3回×52週=156回)
活動時間	平日2時間程度とする。 後片付けを含む全ての活動を21時までに終了する。(ただし、小学3年生以下は1回の活動時間を60分~90分とし、20時を目途に活動を終了する事が望ましい。) 休日の活動時間は3時間程度とする。(ただし、大会・イベント等は除く。)
活動の報告	全ての団は当該年度の事業終了後、活動報告書を提出する事。 また、会計報告については全ての活動に係る収支報告を提出する事。

参考:上記活動基準は、先に燕市教育委員会が策定した「燕市小中学校いきいき課外活動 の在り方に係る方針に沿うものです。

燕市スポーツ少年団 罰則規定

- 1. 本団における各種の罰則に関しては本規定による。
- 2. 本規定は登録単位団及びその指導者、役員に適用される。
- 3. 燕市スポーツ少年団活動における違反行為は次の通りとする。
 - (1) 燕市スポーツ少年団活動目標・活動基準に反する行為
 - (2) 燕市または本団で取り決めた事項に反する違反行為
 - (3) その他、提訴、調査などによって発覚した違反行為
- 4. 規律違反行為を行った単位団、指導者、役員には表1の通りの罰則が適用される。

表 1

レベル	違反内容	処分内容		
レベル 1	(1) ~ (3)	文書による厳重注意及び回答要請		
レベル2	レベル 1 で改善されない場合	育成金の減額または支給中止		
レベル3	レベル2で改善されない場合	活動の禁止または退団		

5. レベル $1\sim2$ の処分決定については、本部会にて審議し決定する。但しレベル 3 に関しては本部会にて審議し、委員会で承認をもらう。

付則

本規定は令和3年6月26日より施行する。